



5・24
秘密法と共謀罪に反対する愛知の会
学習セミナー
「デジタル独裁国家化に抗う」

成立したデジタル監視法の問題点
と今後の課題

総理大臣をトップとする警察監視
国家を現実のものとしないうちに

海渡雄一

デジタル監視法案に反対する
法律家ネットワーク共同代表

プライバシーは民主主義と人格権の基礎

2021/5/24

プライバシー権は表現の自由と民主主義の基礎である

- ▶人は監視されていると感じると、自らの価値観に基づいて自律的に判断し、自由に情報を収集し、表現することが困難になる。プライバシー権は、表現の自由と民主主義の基礎となる極めて重要な人権である。
- ▶大量の情報が集積される現代にあっては、公権力により監視対象とされる個人の私的情報は必要最小限度のものに限定し、また、目的の異なるデータは統合して管理してはならない。
- ▶このような公権力の法的権限と手続を厳格に定め、これが守られていることを監視・監督するための法制度が必要である。

2021/5/24

カナタチ氏「日本にはプライバシー保護のための制度が必要」



- ▶▶共謀罪の法案審議が頂点を迎えていた2017年5月、国連人権理事会の任命するプライバシー問題に関する特別報告者であるジョゼフ・カナタチ氏が、公開書簡を安倍首相に送った。
- ▶監視システムは、使用前に法律によって定められなければならない、実際の監視が行われる前に、事前の独立した認可を受けなければならない。
- ▶国家による個人の行動の意図的な監視は、対象を特定し、合理的な疑いに基づいてのみ可能である。
- ▶国際的な監視システムが必要である。

前川文部科学前次官に関するスキャンダル報道と官邸



▶加計学園問題で、安倍総理大臣ら官邸幹部が、大学の認可について、特に便宜を図った可能性を指摘した、文部科学省・前事務次官の前川喜平氏は2017年6月23日、東京・内幸町の日本記者クラブで記者会見した。同氏が「出会い系バー」に通っていた事実を報じた読売新聞の記事には「個人的には官邸の関与があったと考えている」と指摘した。

▶前川氏が「関与」を感じた理由は大きく2つある。ひとつが、「出会い系バー」通いについては、事務次官在職中に杉田和博官房副長官から注意を受けており、官邸がすでに事実関係を把握していたという点である。もうひとつが、読売新聞と官邸からのコンタクトが「連動していると感じた」点である。前川氏によると、5月20日、21日の2回にわたって読売新聞から取材を申し込まれたが、対応しなかった。5月21日には文科省の後輩にあたる幹部から「和泉さん（和泉洋人首相補佐官）が話をしたいと言ったら、応じるつもりがあるか」と打診があったが、「考えさせてほしい」と応じたきり放置したという。

5

監視されているのは、前川氏だけではない。

▶見過ごせないのは、他の省庁の高級官僚も監視対象とされていた形跡があることだ。

▶「そういえば杉田さんに官邸に呼ばれた時、「〇〇省の〇〇次官にもそういうことがあったよ」と言われたんです。それで「みんな尾行されているのかな」と思った。弱みを握られている人は役人だけではなく、与野党の政治家の中にも、メディアの中にもいるかもしれない。そう思いました。」と述べている（毎日新聞2019年6月20日 これが本当なら「現代の特高」…前川元次官が語る告発ノベル「官邸ポリス」のリアル）

▶このような監視がなかなか表面化しないのは、脅しが功を奏し、多くの人々が黙り込まされているためかもしれない。

2021/5/24

官邸記者会見で官房長官を質問攻めにした記者が監視対象に



▶安倍政権のスキャンダルについて、官邸の記者クラブの記者たちはこれまで厳しく追及してこなかった。

▶6月に入り、東京新聞の社会部の望月衣塑子記者が、官房長官のはぐらかしの回答に対し、厳しく追及の質問を繰り返すようになった。この記者に対して、菅官房長官は、警察に身辺を調査させる命じたことが、週刊新潮6月22日号に報道された。

▶「官邸関係者の話『菅さんが官邸スタッフに、警察組織を使って彼女の身辺調査をするよう命じました。というも、以前から法務省関係者や警察官などに赤ワインを贈ることで食い込んでいたという噂があったので、そのネタ元をリストアップしろという指示です。さらに、取材用のハイヤーをプライベートで使っていたことはなかったかということまで調査対象になっている』と報道されている。

7

監視社会への途を進む 世界と日本

2021/5/24

一国の全国民の個人情報流出する！ エクアドルの全国民の個人情報が18ギガ

日経新聞の2019年9月18日の報道

▶【サンパウロ=外山尚之】南米のエクアドル政府は16日、国民ほぼ全員を含む約2000万人分の個人情報流出が海外に流出したと明らかにした。名前や個人識別番号、銀行口座残高を含む。同国のIT企業ノバエストラットがセキュリティの不十分なサーバーに情報を保管していたことが原因のようだ。実害が出ているかどうかは不明だ。」

▶「米国にある同社のサーバーに残されていた計18ギガバイトのデータは2000万人分の個人情報を含む。エクアドルの人口である約1660万人を上回るため、死者の情報も含まれているとみられている。」

▶「vpnメンターは「悪意のある集団が銀行口座などにアクセスするために十分なデータが流出した」と警告している。

▶エクアドルのモレノ大統領は16日、教育・スポーツ相と通信・情報社会相を配置し、事態収束に向けて取り組むと発表した。近日中に、個人情報の保護に関する法律を国会に送る。情報を流出させたノバエストラットの責任者に対し、許可なく個人情報を扱った疑いで当局が捜査を始めた。」

2021/5/24

プライバシー侵害の危険性と 独立監視機関の必要性



G P S 捜査

司法取引と自首減免

証人保護と覆面捜査

通信傍受の拡大

会話傍受の導入

顔認証・音声認証監視カメラ・
指向性マイク

X k e y s c o r e

(スパイのグーグル)

ターゲットとされた人間を破滅に追い込むこと もできるネット監視技術 アメリカのNSAが築いたプリズム、スパイのグー グルと呼ばれるXkeyScoreのシステム

▶スノーデン氏の告発によれば、NSAは、SNSやクラウド・サービス、あるいはインターネットの接続業者など大手のIT企業9社のサーバーから直接網羅的にデータを収集していたという。この9社とは、Microsoft、米Yahoo、Google、Facebook、AOL、Skype、YouTube、Apple、Paltalkであり、NSAはこれらの会社の保有するサーバーなどに自由にアクセスすることができ、フェイスブックのチャットやグーグルの検索履歴、ヤフーメールなども傍受できた。

▶対象とされた物の経済的な弱点、秘密の異性関係、過去の前歴などをすべて知ることができる。そして、その弱点を暴くと脅して言うことを聞かせることもできる。

▶NSAの傍受システムにはプリズム以外にアップストリームによる傍受として、光ファイバーケーブルの情報を収集するシステムとCNEの3種類がある。CNEは対象ユーザーのパソコンをマルウェアに感染させ、すべてのキーストロークや閲覧画面を監視できる。NSAは全世界の5-10万台のパソコンをマルウェアに感染させることに成功しているという。

2021/5/24

民主主義の崩壊を招くビッグデータの売買

フェイスブックの集めていた個人データの蓄積が、重大な選挙の結果に影響を与えた事件が、ケンブリッジ・アナリティカ事件

▶イギリスのEU離脱をめぐる国民投票で、選挙キャンペーンを行う会社が、約8000万人分のフェイスブックの個人データを買収した。僅差が予測されていたが、選挙結果は、イギリスのEU離脱という結論となった。その背後では、この選挙コンサルタント会社が、個人の属性に即応したターゲット広告によって投票行動をコントロールしていた。

▶この件では、イギリスの情報コミッショナーが2018年3月にケンブリッジ・アナリティカ社の家宅捜索を行い、データサーバーを押収した。このデータはケンブリッジ・アナリティカ社の親会社であるSCLE社がフェイスブック社に27万ドルを支払って入手していたことが判明している。利用者のSNS上の行動から、個人をプロファイリングし、ターゲット広告を行うことによって選挙結果すら左右できることがあきらかになったのである。

2021/5/24

究極的監視社会となった中国 中国型監視システムを導入する国々



▶中国は監視カメラとネット監視、スコア制度によって、急速に監視社会システムを構築し、これを発展途上国に売り込み始めている。中国全土に設置された監視カメラはすでに二億台、瞬間に六億台に達するだろうと言われている。2019年8月24日付の西日本新聞の報道(北京発川原田健雄とクレジットされている)によると、「世界120都市の防犯・監視カメラの設置状況について英国の調査会社コンパリテックが調べたところ、住民千人当たりのカメラ設置台数(設置率)が多い上位10都市のうち8都市を中国が占めた。」という。これらの監視カメラは顔認証システムと連動している。

▶米フォーリン・ポリシー誌2019年6月24日号に掲載された「ビッグ・ブラザーがベオグラードに来了」という記事によれば、2014年にベオグラードで子供のひき逃げ死亡事故を起こした犯人が、中国に逃亡し、セルビア当局が、中国に犯人の顔写真を送った。その後3日間で、中国国内に潜伏していたこのひき逃げ犯人を検挙した。

▶この高い捜査効率に驚いたセルビア政府は、中国のファーウェイ社と契約し、今後二年間の間に、ベオグラード市内の800か所に1000台の高性能監視カメラを設置する計画を公表した。

▶中国製のAI監視システムを買うことに決めた国は、ニューズウィーク誌(2019年4月24日)の調べによれば、すでに54か国に達しているという。このようにアメリカの世界的な監視システムから排除されている国々は急速に中国製の監視社会の導入に動いているように見える。

2021/5/24

スマホの5G技術をめぐる 米中の覇権争いの本質

▶スマホの5G技術をめぐる米中の覇権争いが世界中で起きている。この争いは、先端IT技術をめぐる経済的な競争としての側面を持っているが、それだけでなく、世界的なデジタル監視システムの覇権をめぐる争いでもあるといえる。

▶しかし、国民の大半は、ハイテクを駆使したスコアシステム＝社会信用システムによって、便利で安全な社会がもたらされた、市民を監視するためではないとして、このシステムを歓迎していると報じられることも多い。

▶中国ではウィグルやチベットの民族的少数派、労働組合活動家とこれを支援する学生たちなど政府の価値観と異なる思想を持つものは、徹底してマークされ、社会から排除されている。

2021/5/24

香港の人権と民主主義が中国型監視社会 によって圧殺されようとしている

▶2020年6月30日、中国政府はその国体を維持する目的で、国家安全維持法を制定・公布した。そして、同法違反を理由に、デモ参加者、著名活動家、報道機関経営者などが逮捕されている。報道関係者に対する有罪判決も出されている。2021年3月24日、当局は、著名な活動家が同法違反で起訴された。

▶同法第4条は自由権規約を含む各種国際人権規約は香港にも適用されると規定する。そこで、この法律を国際人権基準の観点から検討すると、まず明確な構成要件が定められていない。**国家分裂罪**(第3章第1節)については、香港の独立を主張することが犯罪化されるおそれがある。**国家政権転覆罪**(第3章第2節)については、中国政府・香港の行政当局を批判する表現そのものが犯罪化されるおそれがある。**外国または域外勢力と結託して国家の安全を害する罪**(第3章第4節)については、香港の民主勢力が欧米や日本などに支援を求める行為が犯罪化されるおそれがある。

▶香港政庁が裁判官を指名でき、原則として保釈を許さないなど、手続きにも疑問がある。イギリス型の民主主義と司法システムが機能していた香港が逃亡犯条例と国家安全法によって、中国の監視システムに呑み込まれようとしている。香港市民の絶望的な闘いは、世界的な監視社会との戦いの最前線となっている。

2021/5/24

プライバシー権によるネットの厳しい規制 を求めるヨーロッパ

▶米中が監視社会における覇者を争う中で、EUはGDPRという規則によって、監視社会化を個人の尊厳、プライバシーによって法的に規制しようとしている。GDPRとは「General Data Protection Regulation」の略である。「一般データ保護規則」と訳される。EUで1995年からEUデータ保護指令が有効であり、各国はこの指令を国内法化する義務を負っていた。しかし、GDPRは、規則であり、各国の国内法化を待たず、効力を持つ。GDPRは、2018年5月25日から施行されている。

▶GDPRにおける個人情報の処理については、IPアドレスやCookieのようなオンライン識別子も個人情報とみなされることとなった。企業は個人情報を取得する場合、自らの身元や連絡先、処理の目的、第三者提供の有無、保管期間などについてユーザーに明確に告知し、同意を得なければならないこととなった。勝手にCookieなどの方法で個人情報を集めてはならないのである。大量の個人情報を扱う企業はデータ保護オフィサーを任命しなければならないと定められた。

2021/5/24

日本は、米・中に追従するのではなく、ヨーロッパとともに歩め

▶GDPRに違反したときには最大で企業の全世界年間売上高の4%以下、あるいは2000万ユーロ以下のいずれか高い額の罰金を科すことができることとなった。EU域内の顧客に対して、ネット上で取引を勧誘するには、世界中のどの地域の企業であっても、このGDPRに準拠することが必要になったのである。

▶日本政府は、表面的にはGDPRに準拠していくと表面的には述べているが、デジタル庁と関連法案は、個人情報保護より、IT共通仕様化に前のめりになっていることは明らかだ。

▶日本政府がアメリカ型の監視社会システムに組み込まれていることは、スノーデン氏の報告から明らかである。

▶しかし、自民党の一部に、中国の監視社会の高い効率性を賛美し、これに追従しようとする動きがあり、スーパーシティ・スマートシティの推進の影には、杭州を見習おうという勢力が存在していることは見過ごせない。

▶国内にGAFAも、ファーウェイ・テンセント・アリババも持たない日本は、米・中に追従するのではなく、ヨーロッパのGDPR戦略を採用して、ヨーロッパ諸国とともに、自由と民主主義を守る途を歩むべきである。

2021/5/24

デジタル改革関連法による 個人情報の一元管理は何を招くか

2021/5/24

共通仕様化と情報の紐づけによって捜査機関と他の行政機関、地方自治体、銀行などの民間企業の即時情報共有が可能となる可能性がある。

▶情報の第三者提供を認める個人情報保護法の例外規定が厳格に運用される保証はない。

▶「所掌事務の遂行に必要」（69条2項2号）、「業務の遂行に必要」（同項3号）が、今後拡大解釈されることにより、個人の同意が必要との原則が骨抜きにされる恐れは否定できない。

▶これまで必要とされた捜査照会のひと手間すらも省略し、捜査官のコンピューターの操作だけで、集積された情報の中から必要な情報を取り出すことができるようになる可能性がある。

2021/5/24

マイナンバーシステムの下に免許証も保険証も銀行口座も名寄せされる

▶警察は、運転免許システムという最大の個人情報システムを管理運用してきたが、厚労省が所管していた保険証システムとともに、マイナンバーシステムの下に統合化されようとしている。

▶また、公的給付のために銀行口座とマイナンバーを紐づけし、同意を条件に言いながら、国に届け出ることが半ば強制されようとしている。

▶デジタル庁は、内閣官房に置かれ警察の出先ともみなせる内閣情報調査室と緊密な関係を持つことが予想される。

2021/5/24

データ共同利用権とは？

▶このような危惧は、政府文書において個人情報の第三者提供について、「データ共同利用権」が提唱されていることによって裏書される。

▶「データ共同利用権」については、デジタル庁に関する検討文書において、「データ主体（本人）の同意やプラットフォーム事業者や公的機関等のデータホルダーによる許諾だけに基づくものではなく、データ取得方法、データの管理主体、データの利用目的等に鑑みて相当な公益性がある場合に、データ利用を認めるものとする」と示されている。

2021/5/24

危惧される同意原則の骨抜き化

▶GDPR(EUデータ保護規則)においても、個人の同意が個人情報保護原則の核とされている。

▶これが軟化される危険性があり、また、マイナンバーカードに、運転免許証と保険証をはじめとして多くのカード機能が付加され、またマイナンバーカードをスマホに搭載することも検討されている。

▶多くの情報が突合・検索されて、個人のプライバシーがデジタル庁からは自由に串刺しで検索できるシステムとなる可能性がある。

2021/5/24

改正個人情報保護法 「第69条（利用及び提供の制限）」

行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。」

2021/5/24

地方自治と個人情報保護システムが破壊される

2021/5/24

個人情報保護条例はリセット

▶ デジタル改革関連法案では、これまで各機関、自治体に分散管理されていた個人情報
が集中管理される。地方標準化法案では、自治体の個人情報保護条例の制定運用が制
約され、地方自治体において積み重ねられてきた個人情報保護の仕組みを無効化するこ
とももくろまれ、地方自治が侵害され、また情報漏洩のリスクが高まる。

▶ 政府は答弁で、「リセットする」とされた個人情報保護条例の共通ルール化について、「法
令委任事務以外は、別途アドオンして、必要に応じて標準準拠システムと情報連携が可能
となる標準仕様とする。それでも独自サービスが提供できない場合、標準準拠システムの必
要最小限度のカスタマイズはやむを得ないが、できるだけそのようなカスタマイズがなく
ても独自サービス提供可能となる対応をしたい。」と答弁した。しかし、自治体の独自の規
制を維持するための財政的な裏付けも示されていない。

▶ 今後、個人情報保護委員会を通じて、自治体を指導監督するとされた。国がこれを一
方的に支配・統合することは、地方自治の本旨（憲法92条）、条例制定権（憲法94条）
に違反する。委員会による指導監督が自治体の優れた個人情報保護政策を抑制するこ
とになれば、条例制定権を侵害する。

2021/5/24

前の会社の個人情報を新規雇用先に手渡せる？ 国家資格はマイナンバーの提出が義務付けられる。

▶ 整備法案において、マイナンバー法を改正し、従業員の転
職時等に使用者間での特定個人情報の提供を認める制度
(一応本人同意は取るようだが)の導入が計画されている。

▶ 転職時に、新規雇用先に個人情報の提供を拒むのは困
難で、同意を要件としても、弊害は防ぐことができない。

2021/5/24

32の国家資格者についてマイナンバー の登録を義務付け

▶ マイナンバー法を改正し、医師、看護師、税理士など32の国家資格者についてマイナ
ンバーの登録を義務付ける制度などももくろまれている。

▶ 政府は災害対策のためだと説明するが、災害だけでなく、安全保障・軍事上の動員が目
論まれている可能性がある。

2021/5/24

デジタル庁はどんな役所か？

2021/5/24

内閣に置かれるデジタル庁は特異な組織 金融庁、消費者庁と並びで何が不足なの？

▶「内閣にデジタル庁を設置する」

▶金融庁や消費者庁などは「内閣府」に置かれているが、デジタル庁は「内閣」に置かれる。内閣に置かれた庁は、時限組織である復興庁のみである。

▶デジタル庁は分担管理事務として「デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進」(2項事務)が任務とされていることはわかりやすいが、「デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整」(1項事務)の職務が内閣補助事務として、その任務とされている

▶「デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助ける」組織

また、デジタル庁の組織としては、「デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣とする」とされ、内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置くとされている。

2021/5/24

各機関の上に君臨するデジタル庁

▶内閣総理大臣は、デジタル庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

▶デジタル大臣は、内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

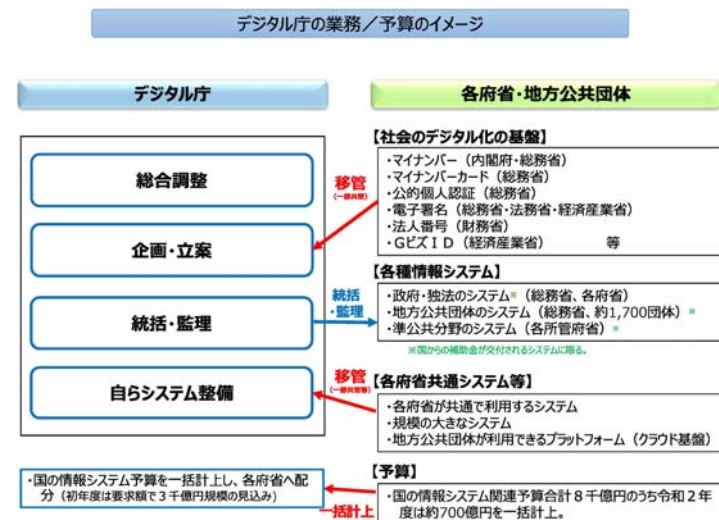
▶デジタル大臣は、1項事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

▶デジタル大臣は、1項事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。→これは復興庁にしかなかった！

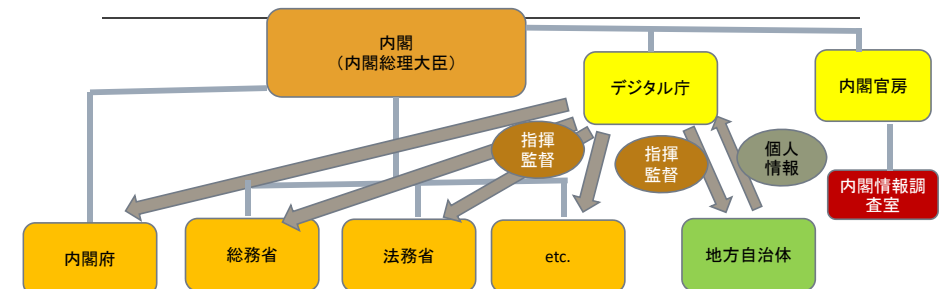
▶デジタル大臣は、・・・関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

2021/5/24

これは政府作成の組織図ですが・・・



これを縦向きに置き換えただけで、
デジタル庁の位置づけが明確化してくる



人事局を通じ、人事を通じた各省庁の掌握から、各省庁を内閣府化し、組織原理に基づく各省庁を統制できる体制へ

▶安倍政権の下で、2014年国家公務員法が改正され、幹部職員人事の一元化が図られ、内閣人事局が設置され、警察出身の杉田氏が局長に就き、今もその任にある。

▶2015年には、「内閣の重要政策に関する総合調整に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が成立し内閣官房・内閣府の見直しが図られた。

▶内閣府設置法は、「分担管理事務」のほかに、「特定内閣事務補助事務」を追加した。すなわち、2015年の内閣官房・内閣府見直しのための「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が制定され、各省にも、「特定内閣事務補助事務」が拡大された。この事務については、各省庁がすでに「内閣府化」されているのである。

2021/5/24

アジャイル型組織はなぜ必要？ 諜報組織をまねているのか。

▶全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置する。大変頭でっかちの組織で何をやろうとしているのか。

▶デジタル庁の内部組織も特殊である。デジタル庁には部も課も置かないとされている。こういう組織をアジャイル型組織と呼ぶそうだが、500人の人員を抱え、うち100人は民間からの出向者で運営される組織をこのような組織形態にして、責任を持った組織運営ができるのか疑問である。全ての課員が、ばらばらでトップとだけつながっている。このような組織形態はなぜ必要なのか、疑問は尽きない。

2021/5/24

政府の答弁から浮かび上がる疑念

▶発足時は500人程度。一般職常勤職員が393人、一般職非常勤職員が128人。

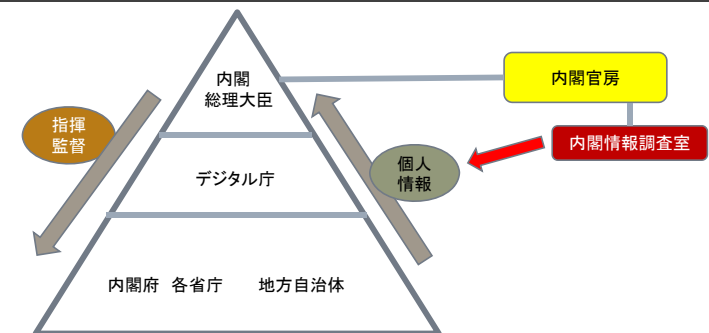
▶4月に向けた民間人材採用をした。給与等は民間の実態を踏まえたものにできるよう検討したい。

▶これで、情報の漏洩が防げるのか。

▶これで、大手IT企業との癒着が避けられるのか。

2021/5/24

陰の法案立案担当者にあった 本当の組織構成はこういうものではないか？



2021/5/24

人事局を通じ、人事を通じた各省庁の掌握から、各省庁を内閣府化し、組織原理に基づく各省庁を統制できる体制へ

▶安倍政権の下で、2014年国家公務員法が改正され、幹部職員人事の一元化が図られ、内閣人事局が設置され、警察出身の杉田氏が局長に就き、今もその任にある。

▶2015年には、「内閣の重要政策に関する総合調整に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が成立し内閣官房・内閣府の見直しが図られた。

▶内閣府設置法は、「分担管理事務」のほかに、「特定内閣事務補助事務」を追加した。すなわち、2015年の内閣官房・内閣府見直しのための「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が制定され、各省にも、「特定内閣事務補助事務」が拡大された。この事務については、各省庁がすでに「内閣府化」されているのである。

2021/5/24

内調・警察による監視国家にならないか？

2021/5/24

平井卓也大臣の無邪気な答弁で本当に安心できるか

▶中国のような監視社会型のデジタル化は非常に効率的だが容認できない。

▶日本は政府による情報の一元管理、個人情報、プライバシーが一番厳しい目で見ているので、監視社会は全然想定していない。

2021/5/24

警察が全ての情報にアクセスし、即時に検索できる仕組みとならないか

▶デジタル庁は内閣直属の組織とし、その長は内閣総理大臣とされ、デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置くとされている。

▶まず国の諸機関、地方自治体の情報システムの共通仕様が強力に図られる。そして、データ主体（＝本人）の同意を要せず、省庁間、国と自治体間の情報共有を容易化することが法の重要な目的とされている。とりわけ、危惧されるのは国と自治体の情報について警察がデジタル庁へアクセスすることによって自由に取り出せる仕組みができる可能性があることである。

2021/5/24

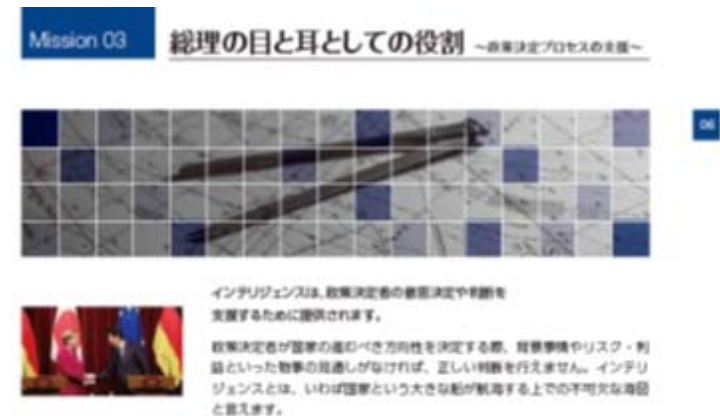
今も、警察は捜査照会で多くの情報を取得している。

▶ 検察庁が、約 300 の企業などのリストをつくり、捜査照会を利用し、個人情報取得していることが明らかになった。このリストには、航空、鉄道など交通関係の会社、コンビニ、スーパー、家電販売店、携帯電話会社などさまざまな企業名がのっていた。このリストは、警察の協力のもとにつくられたものであり、捜査機関全体が、捜査関係事項照会（以下「捜査照会」と略）を利用して、個人情報取得している。

▶ 刑事訴訟法は、捜査照会について、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を受けることができる」（197 条 2 項）と規定している。これにより、捜査機関は裁判所による令状もなく、市民の個人情報をもつ会社、自治体、団体などから、対象者の情報をえることができる。この制度は任意処分であり、企業や自治体は、捜査機関の要請を断ることもできるはずであるが、捜査機関の強い圧力によって協力をせざるを得ない状況にある。

2021/5/24

内閣情報調査室は「総理の目と耳としての役割を果たし、官邸の柔軟かつ機敏な政策決定を支援しています。」



2021/5/24

「内閣情報調査室 新人採用案内2019」より 北村内閣情報官のあいさつ

「近年、我が国の安全保障体制の強化が進められており、インテリジェンス機能の強化はその中の極めて重要な柱となっている。

国家安全保障会議（NSC）が発足

安全保障上の重要機密情報を適正に管理するための「器」とも言える**特定秘密保護法**が施行されたことにより、インテリジェンス機関が国内外の機関との連携を深化させることが可能となった。

官邸直轄の情報収集部隊である**国際テロ情報収集ユニット**が発足/**国際テロ対策等情報共有センター**がスタートし、テロ容疑事案等に関する情報の迅速な共有、分析を進めている。

現在、内閣情報官として、多忙を極める総理日程の中、概ね週2回の定例報告の他、必要な場合には臨時の報告を行っている。総理を直接支え、陰ながら我が国の安全の確保に貢献する誇りと使命感を得ることができる職務である。新たな諸課題にチャレンジする進取の気概を持つ諸君が内閣情報調査室の一員に加わることを願ってやまない。」

2021/5/24

総理に対するヤジを 取り締まる警察



▶ 2019年7月15日、札幌で参院選の演説をしていた安倍首相にヤジを飛ばした市民が強制排除されるという事件が発生した。総理に不快な思いをさせないために、総理の演説に対するヤジは取り締まるように、全国指令が出ていたのであろう。

▶ このような警察権限の行使は警察の政治的中立性を定めた警察法2条違反だ。しかし、総理の目となり、耳となって官邸を支える内閣情報調査室は、実質的には警察機構のトップに君臨しながら、警察法の軛を免れ、官邸の私兵（官邸ポリス）化してきた。

▶ 個人情報保護委員会だけで、このような権限の濫用を抑止することは困難だ。

2021/5/24

他にも、気がかりな捜査の動向が

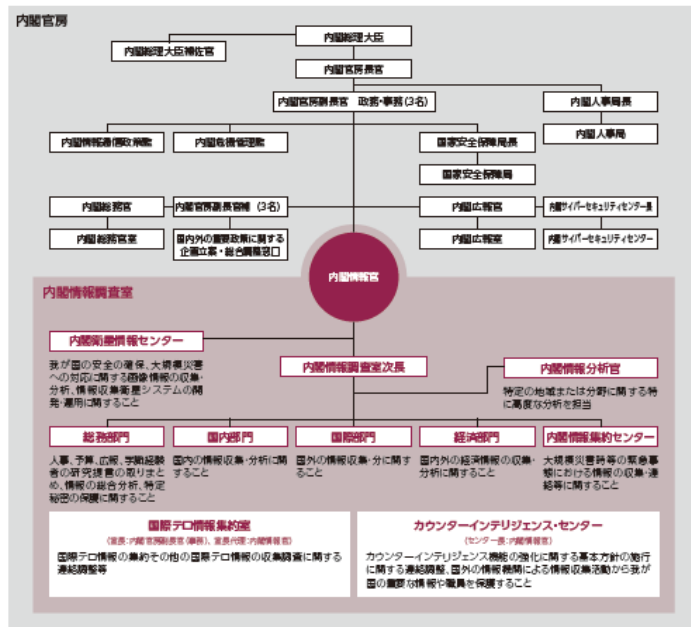
- ▶市民の抗議行動への刑罰適用（沖縄 基地反対闘争）
- ▶社民党選挙事務所の監視（大分）
- ▶市民団体の継続監視と企業への情報の提供（大垣署事件）
- ▶市民活動家のパソコンを微罪（ネット上での言い争いに名誉毀損罪を適用）で押収（東京）
- ▶憲法改正反対署名活動への警察の介入（東京）



『官邸ポリス 総理を支配する闇の集団』（講談社） 官邸ポリスが捜査関係事項照会で週刊新潮記者の通話記録を取得か？

- ▶「財務次官のセクハラ」のくだり。
- ▶次官からセクハラ被害を受けていたテレビ局の女性記者がいると、18年の4月に週刊誌で報じられた。これは事実なのかどうか。次官は責任を認めず、官邸の危機案件「官邸ポリス」が動いて、警視庁が週刊誌の担当記者を割出す。そしてこの記者の通話履歴を携帯電話会社に照会、それにより、テレビ局の女性記者と頻繁に連絡を取っており、セクハラ被害に遭っていたのはこの女性記者だということをつかむ。
- ▶そして、被害状況を聞き出し、テレビ局幹部を呼び出し、深夜の会見で事実関係を公表させ、次官にとどめを刺した。
- ▶このとき、通話履歴の照会は、別件の「捜査関係事項照会」で行ったという。

2021/5/24



2021/5/24

秘密保護法と共謀罪の推進力



2003年政府は共謀罪法を国会に提案(必要性はないが、条約批准のためにとの説明)、この時点での法案の推進勢力は外務省と法務省であった。

2005/6年には国会審議が始まったが、日弁連の強い反対もあり、法案は廃案に。

民主党政権下では、共謀罪法なしに条約を批准する途も模索された。

安倍政権はまず秘密保護法を制定。これを進めたのは内閣情報官の北村滋氏。

その後、共謀罪法の制定を目指してきた。その推進力は、やはり公安警察出身の官邸官僚である北村滋氏であった。

北村滋氏の論文「内閣総理大臣と警察組織—警察制度改革の諸相」

(安藤忠夫、國松孝次、佐藤英彦編『警察の進路～21世紀の警察を考える～』所収 平成20年 東京法令出版)

▶この論文は、戦後の警察制度改革の歴史的な経過を跡付けたうえで、今後の警察の国家的な位置づけについて論じたものである。

▶「以上述べてきたとおり、内閣総理大臣の国の警察行政機関に対する関与の在り方は、両者の関係を規律する法律により区画であり、特に、緊急事態における警察行政機関に対する内閣総理大臣の直接的な統制等の有り様を見ると、従前の通説のように、両者の関係を表す「所轄」「指揮命令権のない監督」というべく、指揮監督よりは更に弱いつながりを示すものである。」と一概に断じ得るかについては、一考を要するのではないか。」

▶これは、緊急事態における内閣総理大臣を介して政府と警察組織の直接の指揮命令関係がありうるものと論じようとしているように見える。

2021/5/24

▶さらに、同論文は次のようにまとめられている。

「戦後の新たな警察制度構築に向けた総司令部と内務省当局との間の交渉は、戦前・戦中と統治機構に君臨した内務省自体の解体と大日本帝国憲法下における国体護持の支柱と考えられた国家警察の徹底した分権化を目指す総司令部、そして、この内務省自体を換骨奪胎し、現行憲法に適合する形で存続させ、さらに、警察機構についても引き続きその影響下に置こうとする内務省当局との熾烈な折衝の過程といえることができる。」

▶「マッカーサー書簡により裁定され、また、旧警察法により具現化された新たな警察の有り様は、当時の内務省警保局の予想をはるかに上回る徹底した分権化、民主化を図るものであった。しかしながら、現実を無視した理念先行の改革は、結局、我が国の風土、そして、治安の現場に根づくことはなかった。」

2021/5/24

「現行警察法下における警察の中央機構に対する改革提言は、第一次臨調を最後として、地方行政をいわば切り口とし、内務省類似の組織として、国の警察組織と地方行政の管理部門とを統合するという考えはむしろ少数となり、その意味で、「内務省の復活」は、過去のものとなりつつあると言えるのではないか。

むしろ、近年においては、内閣の危機管理機能を強化するという観点から、警察、海上保安、麻薬取締り、そして入国管理といった治安保安機構を統合するという考え方が大きな趨勢であり、…中央省庁等改革において、国家公安委員会が内閣府の外局として位置付けられることとなった経緯においても、その論拠として緊急事態における内閣総理大臣と国の警察組織との関係が挙げられたことにも注目すべきであろう。

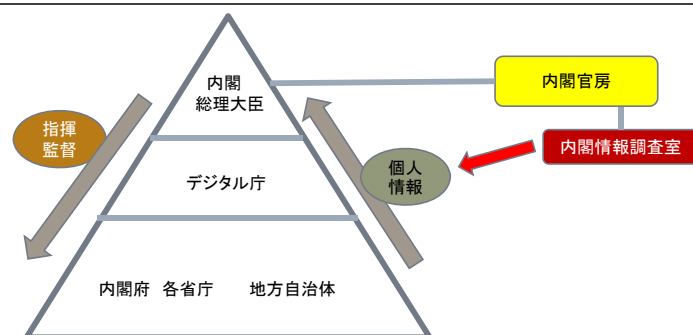
一方、内閣の危機管理機能が強調されればされる程、また、行政改革会議の中間報告のように、仮に国家公安委員会の下に治安保安機構が統合されるような方向となれば、合議制である行政委員会一般に内在する問題としての国家公安委員会の意思決定における迅速性の限界や国家公安委員会と内閣の首長たる内閣総理大臣との意思疎通の在り方等が問題とされる局面も生じてこよう。」

2021/5/24

法案に埋め込まれたデジタル独裁の野望

2021/5/24

陰の法案立案担当者と目される北村氏の頭にある本当の組織構成はこういうものではないか？



デジタル庁は内閣に置かれ総理大臣に直接仕える機関であり、他の行政機関より優位に立ち、勧告ができ、他の官庁は勧告を尊重しなければならない。

▶専修大の行政法担当の白藤博行先生の報告はまさに衝撃的なものであった。白藤先生は、デジタル改革関連法案はデジタル独裁体制・警察監視国家を現出させるものだ指摘された。

▶デジタル改革関連法案が持つ問題は、単に国民に対する監視・地方自治体に対する共通仕様の押し付けだけではなく、「国家のデジタル統治化」、究極的には、地方を含めた国家統治構造を根底から変容させようとしているところにある。

▶いま、我々が見ているのは、杉田氏・北村氏という警察・公安官僚を両脇に置いた内閣総理大臣によるデジタル独裁体制・警察監視国家の現出なのだと認識すべきである。

2021/5/24

官邸・デジタル庁・内調のトライアングルが「内務省」をものぐ怪物的な組織に生まれかわる恐れがある

▶総理の目となり、耳となって官邸を支える内閣情報調査室は、実質的には警察機構のトップに君臨しながら、警察組織ではないという理由で、警察法の軛を免れ、官邸の私兵（官邸ポリス）化してきた。

▶そして、安倍政権で長く内閣情報官を務めてきた北村滋氏が、国家安全保障局長に就任した。初代の内閣情報官を務めた杉田和博氏が官房副長官として内政を、国家安全保障局長の北村氏が外政を担当することで、菅政権の下で両名とも留任している。

▶内閣の危機管理機能強化を唱え、官邸・内調と並んで内閣総理大臣を長とし、デジタル情報を集約するデジタル庁が内閣府を構成する官庁としてすべての省庁に君臨するような形になれば、官邸・デジタル庁・内調のトライアングルが「内務省」をものぐ怪物的な組織に生まれかわる恐れがある。

2021/5/24

法成立後の必要な 法改正と運用改善の課題

2021/5/24

3.19 立憲民主党による法案修正の要求は正当だ

- ▶個人情報保護法に自己の情報の収集や利用、管理を勝手にさせない「自己情報コントロール権」を明示
- ▶個人情報の利用・提供が可能な条件の限定
- ▶マイナンバー制度から性別の情報を削除
- ▶地方自治体のシステム統一に関する義務化の見直し

2021/5/24

デジタル改革に名を借りて、国家統治の独裁化を図ることは許されない。法案には根本的な修正が必要だ

- (1)デジタル庁は内閣ではなく内閣府に置くこととすべきである
- (2)デジタル庁の長は内閣総理大臣ではなく特命担当大臣であるデジタル大臣とすべきである
- (3)デジタル大臣の他の行政機関に対する勧告の尊重義務の規定はなくすべきである。

2021/5/24

改正個人情報保護委員会によって、情報機関を統制できるか

- ▶改正個人情報保護法では、一元化を機に、個人情報保護委員会に対して行政機関の長に対する勧告権を新たに付与した。
- ▶個人情報保護委員会は、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるとき等は、個人情報取扱事業者に対して勧告に係る措置を取るべきことを命令することができる。❖行政機関への命令も勧告の尊重義務もない。
- ▶個人情報保護委員会に対して他の行政機関の長に対する命令権限を付与することは、我が国の行政組織の基本的な体系と整合しない。❖デジタル庁には認められる勧告尊重義務すらない

2021/5/24

問題ある個所の削除と個人情報保護を強化する抜本的法案修正がない限り法案は廃案にするしかない

- ▶デジタル庁の創設と同時に、個人のプライバシー保護の基本的制度整備が同時に行われる必要がある。
- (1) 公権力が、自ら又は民間企業を利用して、あらゆる人々のインターネット上のデータを網羅的に収集・検索する情報監視を禁止する法制度。
- (2) 監視カメラ映像やGPS位置情報などを取得し、それを捜査等に利用するに際して、これを適正化するための新たな法規制。
- (3)通信傍受の適正な実施についての独立した第三者機関による監督制度。
- ▶個人情報保護委員会の組織を拡大・強化し、その人員も公正取引委員会なみの800人に組織を拡充し、その独立性を高めることによって、その監督権限を強め、体制を強化することが必要不可欠であること。
- ▶特定秘密の指定と情報機関の諸活動について、個人情報保護委員会とは別に、特別の監視機関が必要であること。

2021/5/24

デジタル改革に名を借りて、国家統治の独裁化を図ることは許されない。法案には根本的な修正が必要だ

(1)デジタル庁は内閣ではなく内閣府に置くこととすべきである

(2)デジタル庁の長は内閣総理大臣ではなく特命担当大臣であるデジタル大臣とすべきである

(3)デジタル大臣の他の行政機関に対する勧告の尊重義務の規定はなくすべきである。